

## 大阪府救急告示医療機関認定基準（二次） 改正新旧対照表

新（改正後）		旧（現行）	
大阪府救急告示医療機関認定基準（二次）		大阪府救急告示医療機関認定基準（二次）	
項 目	認定基準	項 目	認定基準
開設年月日	(略)	開設年月日	(略)
協力診療科	(略)	協力診療科	(略)
救急患者のための専用 または優先病床数	(略)	救急患者のための専用 または優先病床数	(略)
救急協力体制	(略)	救急協力体制	(略)
救急医療担当医師	(略)	救急医療担当医師	(略)
救急医療に従事する 医師の勤務体制	(略)	救急医療に従事する 医師の勤務体制	(略)
受入実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の評価基準のいずれかを満たすこと（協力診療科が精神科のみの医療機関を除く） （評価は評価基準Ⅰ→評価基準Ⅱの順に行い、「時間外」は平日17時～翌9時、土日祝は終日とする）</li> <li>○評価基準Ⅰ 大阪府内の消防機関からの時間外救急搬送受入件数が1年間で60件以上（2半期連続で30件以上）</li> <li>○評価基準Ⅱ 大阪府内の消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が1年間で120件以上（2半期連続で60件以上）</li> </ul> <p>※評価基準Ⅱについて、前回の認定が評価基準Ⅱによる場合は適用しない。 ※非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の1/2の件数（端数切捨）とする</p>	受入実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下の評価基準のいずれかを満たすこと（協力診療科が精神科のみの医療機関を除く） （評価は評価基準Ⅰ→評価基準Ⅱの順に行い、「時間外」は平日17時～翌9時、土日祝は終日とする）</li> <li>○評価基準Ⅰ 医療機関の所在地を管轄する消防機関からの時間外救急搬送受入件数が3ヶ月で15件以上</li> <li>○評価基準Ⅱ 医療機関の所在地を管轄する消防機関及び所在地の周辺地域を管轄する消防機関からの救急搬送受入件数（全時間帯）が合わせて3ヶ月で30件以上</li> </ul> <p>※非通年・輪番制でのみ救急告示を受けている医療機関については、上記の1/2の件数（端数切捨）とする</p>

新（改正後）

救急医療情報システム	(略)
備えておくべき 施設・設備	(略)
付近道路の幅員	(略)
救急車通行の難易	(略)
救急患者搬入口への 救急車の接着	(略)
児童虐待早期発見 のための体制	(略)
その他	(略)

※救急告示医療機関認定の更新にあたり、受入実績の項目における認定基準の適用により救急告示医療機関数が激減するなど、地域医療に与える影響が大きいと判断される場合は、従前の認定基準を適用して更新を認めるものとする。

旧（現行）

救急医療情報システム	(略)
備えておくべき 施設・設備	(略)
付近道路の幅員	(略)
救急車通行の難易	(略)
救急患者搬入口への 救急車の接着	(略)
児童虐待早期発見 のための体制	(略)
その他	(略)

---



---



---



---